

非木造建築物耐震診断助成事業

平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災で倒壊した建物の多くは、昭和56年5月以前に建てられたものでした。昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に強化されており、それ以前のいわゆる「旧耐震基準」により建てられたものは、耐震性が不足している可能性が高いからです。このような旧耐震基準の建物は、耐震化について考える必要があります。

墨田区では、非木造建築物の所有者等が実施する耐震診断に係る費用の一部を助成することで、耐震化へとつなげることを促進し、災害に強いまちづくりを進めていきます。

助成対象区域

区内全域 が対象です。

※特定の路線（緊急輸送道路）沿道に建っている場合や

建築物が分譲マンションである場合などには、

別の助成制度の対象となる可能性があります。

詳しくは、不燃・耐震促進課までお問合せください。

（区役所9階／MAIL：funentaishin@city.sumida.lg.jp）



助成対象建築物の要件

以下のすべてを満たす非木造建築物です。

（建築物の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造であるもの）

- ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。
- ② 工業化住宅性能認定制度による認定を受けた住宅又は補強コンクリートブロック造の建築物ではないこと。

助成対象者及び助成対象事業の要件

- ・原則として、個人または中小企業者であること。
- ・宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的として行う耐震診断ではないこと。

助成金の算出方法（助成率と限度額）

助成対象事業費	助成金の額
実際に要する費用	助成対象事業費の 1/2 (限度額：300万円)

手続きの流れ

手続き期間

事前相談(申請者)

※申請書類をお渡しします。
※助成にはあらかじめ予算措置が必要になりますので、必ず事前相談を行って下さい。

① 助成対象確認申請(申請者)

助成対象確認通知(区)

耐震診断の契約(申請者)

※助成対象確認通知(区)の発行以降

耐震診断の実施(申請者)

耐震診断の評定取得(申請者) ※1

② 完了実績報告(申請者)

助成金交付決定通知(区)

③ 助成金請求(申請者)

助成金振込(区)

※振込までに期間を要します。ご了承ください。

★注意事項:

※区から「助成対象確認通知書」が発行される前に耐震診断の契約をしていた場合や、すでに耐震診断業務に着手していた場合には、助成が受けられません。
※申請書等について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引き、訂正内容を記入して下さい。
※委任状について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引き、記名欄と同じ印鑑を訂正印として押して下さい。

非木造建築物耐震診断助成提出書類チェックシート

- ◆各種手続きにおいて、提出が必要となる書類は以下のとおりです。
枠内の書類が全て揃っていないと受付ができませんので、ご注意ください。
- ◆書類間で記載情報が一致しない等の場合には、別途、関連性を説明する書類の追加提出を依頼する場合がございます。
- ◆公的機関が発行する証明書類については、原則として、申請日から起算して3か月以内に取得したものを提出してください。

① 助成対象確認申請

- ☐ 耐震診断助成対象確認申請書(第1号様式)
- ☐ 昭和56年5月31日以前に着工されたことが確認できる書類
↳例: 建物の登記事項証明書<全部事項証明書>…【法務局で請求】
↳例: 家屋課税台帳の写し(原本)…【都税事務所で請求】
- ☐ 建築確認台帳記載事項証明書…【区役所建築指導課(9階)で請求】
- ☐ 案内図(地図上に建物の位置を示したもの。付近見取図)
- ☐ 配置図(建物と敷地の位置関係、敷地の接道部分等が分かるもの)
- ☐ 建築物の戸数が分かる書類(住宅の用途がある場合)
- ☐ 耐震診断に要する経費の見積書の写し
- ☐ 耐震診断を行う者の資格(建築士資格)を示す書類の写し
- ☐ 消費税についての確認書(個人の場合)
または消費税仕入税額控除確認書(法人又は個人事業者の場合)
- ☐ 求積図及び求積表(建築確認のあった延床面積と、現況の延床面積が異なっており、現況面積を診断対象床面積とする必要がある場合)
- ☐ 法人登記事項証明書(申請者が法人の場合)
- ☐ 委任状(契約が連名で、助成金の交付を受ける者が複数になる場合)
- ☐ 委任状(助成金の申請手続きを代理人(業者等)が行う場合)

② 完了実績報告

- ☐ 耐震診断完了実績報告書兼耐震診断助成金交付申請書(第8号様式)
- ☐ 耐震診断に係る契約書の写し
- ☐ 耐震診断に係る領収書の写し
- ☐ 耐震診断に要した費用の明細が分かるもの
(①で提出した見積書の額から、契約書・領収書の額が変わった場合)
- ☐ 耐震診断結果報告書(部材試験、構造計算書等を含む。)一式
- ☐ 耐震診断評定書の写し

③ 助成金請求

- ☐ 耐震診断助成金交付請求書(第10号様式)

※1 評定機関について

▼一般社団法人すみだまちづくり協会

住所: 墨田区東向島2-19-17 電話: 03-3612-3690 担当: 笠貫

▼東京都が耐震改修促進法第17条第3項における計画の認定を行う専門機関として指定している機関

ウェブサイト「東京都耐震ポータルサイト」から一覧が確認できます。

※「トップページ」→「東京都の取組」→「その他の取組」→「耐震改修計画の認定」(<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>)

問合せ先

墨田区 都市計画部 不燃・耐震促進課 不燃・耐震促進担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号(区役所9階)

MAIL: funentaishin@city.sumida.lg.jp

TEL: 03-5608-6269(平日8:30~17:00)

※年末年始(12/29~1/3を除く)



ひと、つながる。
墨田区

令和8年8月版